

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取り組みについて ～一日も早い終息と皆様の無事を心よりお祈り申し上げます～

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取り組みについて、緊急事態宣言を受けまして当法人では感染拡大防止に協力すべく以下の通りの取り組みを実施しております。尚、実施期間は、今後の行政の発表や状況に応じて、対応してまいります。関係者の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけいたしますがご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【感染予防に関する主な施策】

- ① 出入り口への消毒液の設置
- ② マスク着用の推奨
- ③ 咳エチケット、手洗いの周知
- ④ 不要不急の訪問・出張、対面での会議の自粛
- ⑤ 時差出勤・在宅勤務の推奨
- ⑥ 体調管理の徹底と体調不良時の報告徹底
- ⑦ 交代勤務の実施
- ⑧ 必要に応じた一斉休業

【職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応】

労働法令等各種関係法令を遵守するとともに、以下の通り対応いたします。

- ① 37.5℃以上の発熱の場合は出勤を禁止し自宅待機とする。
- ② 社内で発熱した場合はマスクを着用させ帰宅させるとともに、執務室等をアルコール消毒する。
- ③ 発熱が4日以上続く場合保健所に問い合わせの上医療機関を受診するよう指示する。
- ④ 濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従い対応する。
- ⑤ 従業員の職場復帰は医師等の指示に従い判断する。

以上